

ソフトウェア使用許諾契約（みずほAdvancedバンク）

改定日：2024年1月4日

改定前	改定後（改定箇所： 赤字 ）
<p>第5条（甲が取得する権利） (略) 5 甲は、ソフトウェアに表示された乙及び株式会社オーピックビジネスコンサルタント、株式会社エヌ・ティ・ティ・データの著作権表示及び登録商標を削除してはならないものとします</p>	<p>第5条（甲が取得する権利） (略) 5 甲は、ソフトウェアに表示された乙及び株式会社オーピックビジネスコンサルタント、株式会社N T Tデータの著作権表示及び登録商標を削除してはならないものとします</p>
<p>第6条 使用権の有効期間は、納品日に始まり、甲が使用の終了を乙に申し出て乙が承諾したとき、または第15条によって本契約が失効したとき、甲と乙との間のソフトウェアにかかるパソコンサービスが終了したときに終了します。</p>	<p>使用権の有効期間は、納品日に始まり、甲が使用の終了を乙に申し出て乙が承諾したとき、または第15条によって本契約が失効したとき、甲と乙との間のソフトウェアにかかるパソコンサービスが終了したときに終了します。</p>
<p>第14条（乙の責任の範囲） (略) 3 甲は乙が株式会社オーピックビジネスコンサルタント、株式会社エヌ・ティ・ティ・データから使用許諾を受け、甲に再使用許諾しているソフトウェアについても、前2条に定める責任を乙に対して追及できるにとどまり、株式会社オーピックビジネスコンサルタント、株式会社エヌ・ティ・ティ・データに対して何らの責任を追及できないものとします。</p>	<p>第14条（乙の責任の範囲） (略) 3 甲は乙が株式会社オーピックビジネスコンサルタント、株式会社N T Tデータから使用許諾を受け、甲に再使用許諾しているソフトウェアについても、前2条に定める責任を乙に対して追及できるにとどまり、株式会社オーピックビジネスコンサルタント、株式会社N T Tデータに対して何らの責任を追及できないものとします。</p>
<p>第18条（情報の提供） 1 甲は、本申込書記載の情報ならびに甲と乙との間のエレクトロニックバンキング契約に関する情報を、乙の業務委託先であるみずほE Bサービス株式会社ならびに株式会社オーピックビジネスコンサルタントに提供することに同意します。 2 みずほE Bサービス株式会社ならびに株式会社オーピックビジネスコンサルタントは、前項の情報をエレクトロニックバンキングサービスの提供に関する業務にのみ利用いたします。</p>	<p>第18条（情報の提供） 1 甲は、本申込書記載の情報ならびに甲と乙との間のエレクトロニックバンキング契約に関する情報を、乙の業務委託先であるみずほE Bサービス株式会社ならびに株式会社オーピックビジネスコンサルタントに提供することに同意します。 2 みずほE Bサービス株式会社ならびに株式会社オーピックビジネスコンサルタントは、前項の情報をエレクトロニックバンキングサービスの提供に関する業務にのみ利用いたします。</p>